

(写)

高松市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により監査を実施したので、
その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年1月30日

高松市監査委員 木 田 一 彦
同 大 西 均
同 香 川 洋 二
同 造 田 正 彦

令和7年度

監査結果報告書（工事監査）

＜監査対象工事＞

犬猫一時保管施設（仮称）建設工事

高松市監査委員

令和7年度工事監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和7年度の工事監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項に基づく随時監査としての工事監査

3 監査の対象

(1) 対象局（所管課）

健康福祉局（生活衛生課）

都市整備局（建築課）

財政局（契約監理課）

(2) 対象工事の概要

工事名	犬猫一時保管施設（仮称）建設工事
工事場所	高松市池田町地内
所管課等	予算 健康福祉局生活衛生課
	工事 都市整備局建築課
	契約 財政局契約監理課
施工業者	株式会社植原建設
業種	建築一式工事
契約金額（※）	260,084,000円
契約年月日	令和6年12月18日
工期（※）	令和6年12月18日～8年2月13日
施工監理	委託（有限会社米沢建築設計事務所）

※ 契約金額及び工期は、令和8年1月30日現在

4 監査の着眼点

令和7年度に施工中の上記工事について、計画、設計、積算、契約、施工、監理、試験検査等が法令等に基づき適正に行われているか、特に、技術面からこれらの工事の「施工」が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、工事の所管課から関係書類の提出を求めるとともに、関係職員等から説明を聴取するなどして実施した。

また、令和7年11月14日に、工事現場において、施工状況の確認等を行うため、関係職員等の立会いを求め、実地監査を行った。

なお、当該監査における対象工事の設計、積算、施工などの専門技術的事項に係る工事技術調査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託し、技術士の派遣を求め、書類調査及び現場調査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局、工事現場ほか

(2) 実施日程 令和7年9月11日から8年1月9日まで

7 監査の結果

関係書類は、おおむね適正に整備されており、工事現場の施工状況についても、設計図書に基づき、おおむね適正に執行されていたが、別記のとおり、その一部に改善が望まれる事項が認められた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適正な執行に努められたい。

また、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

監査対象工事名	所管課等	指摘	意見	合計
犬猫一時保管施設（仮称）建設工事	都市整備局建築課	—	2	2
	財政局契約監理課	—	1	1
合計		—	3	3

※指摘・・・条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※意見・・・合理的な工事施工の観点から改善が望まれるとしたもの。

令和7年度工事監査結果一覧

結果 No.	区分	工事名	項目	公表文 該当 ページ	所管課等
1	意見		SDS（安全データシート）に関する安全衛生対策の実施について	P4	
2	意見	犬猫一時保管施設（仮称）建設工事	施設の大屋根に軒樋を設置することについて	P5	都市整備局建築課
3	意見		建設工事の入札に係る見積期間について	P6	財政局契約監理課

工事監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象工事	令和7年度／犬猫一時保管施設（仮称）建設工事
-------------	------------------------

告 示 番 号	高松市監査委員告示第2号	告 示 日	令和8年1月30日
所 管 課 等	都市整備局建築課	区 分	意 見
意 見 の 項 目	SDS（安全データシート）に関する安全衛生対策の実施について		
意 見 を 付 す 理 由	化学物質やそれを含む製品の危険性、有害性及び安全な取扱方法などを記載したSDS（安全データシート）については、施工計画書に添付されていたが、化学物質の取扱いに関して、施工業者は、安全衛生対策を検討しておらず、朝礼時やKY活動（危険予知活動）時に、作業員に周知されていなかった。		

意 見	建設工事の施工に当たっては、SDSに記載されている化学物質の取扱上の注意点に基づいた安全衛生対策を立案し、施工計画書等に反映するとともに、朝礼時やKY活動時に、作業員に周知するよう、施工業者を指導されたい。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

工事監査結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象工事	令和7年度／犬猫一時保管施設（仮称）建設工事
-------------	------------------------

告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	令和8年1月30日
所管課等	都市整備局建築課	区分	意見
意見の項目	施設の大屋根に軒樋を設置することについて		
意見を付す理由	施設の大屋根からの雨水を地面に排水するための軒樋については、近隣の樹木からの落ち葉による樋の詰まりを考慮し、通用口側には設置していなかったが、設置しない場合、雨水の落下先のアスファルト舗装部の浸食は免れず、浸食を防ぐことも補修することも困難である。		

意見	施設の通用口側の大屋根については、大屋根から落下する雨水によるアスファルト舗装部の浸食を防ぎ、雨水を適切に排水するため、軒樋の設置を検討されたい。
----	---------------------------------------------------------------------------

工事監査結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象工事	令和7年度／犬猫一時保管施設（仮称）建設工事
-------------	------------------------

告示番号	高松市監査委員告示第2号	告示日	令和8年1月30日
所管課等	財政局契約監理課	区分	意見
意見の項目	建設工事の入札に係る見積期間について		
意見を付す理由	建設工事の入札に係る見積期間については、建設業法施行令に規定する期間は確保されていたが、入札の公告日を見積期間の日数に含め算定していた。		

意見	建設工事の入札に係る見積期間の算定に当たっては、見積期間の初日となる入札の公告日を算入しないよう、所属内において認識の共有を図られたい。
----	----------------------------------------------------------------------

根拠法令・ 通知等	民法
内容	（期間の起算） 第140条　日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
根拠法令・ 通知等	建設業法施行令
内容	（建設工事の見積期間） 第5条の9　法第20条第3項に規定する見積期間は、次に掲げるとおりとする。 ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。 1　工事1件の予定価格が5百万円に満たない工事については、1日以上 2　工事1件の予定価格が5百万円以上5千万円に満たない工事については、10日以上 3　工事1件の予定価格が5千万円以上の工事については、15日以上